

# 一般質問通告者一覧表（12月16日）

令和4年第4回東広島市議会定例会

発言順	通告者	質問要旨			答弁者	発言時間		
		項目	細目	詳細				
1	大下 博隆	1	農業政策について	(1) 高収益作物作付け支援について 近年、米価の下落による水稻栽培における収益性が低下しており、農業収入の面で高収益作物への転換が求められている。	市 市長 副 市長 教 育 長 担 当 部 局 長	35分		
				ア 本市水田面積に対し、どの程度の目標を持って高収益作物への転換を図っているのか、また高収益作物作付けの推進状況とその支援状況について伺う。				
				イ 高収益作物への転換に対しての難点はどのような点があると認識しているのか伺う。				
				ウ ビニールマルチを中心としたプラスチック廃棄物量の削減に對しての考えを伺う。				
				(2) スマート農業について 国を中心として、スマート農業化が推し進められている現状があるが、中山間に立地する本市においてもスマート農業への関心が高まってきている。				
				ア 農事組合法人、個人農家におけるスマート農業の現状、及び取り組みについて、また本市立地におけるスマート農業に對して、どのようなものがどういった形で導入可能であると考えられるか市の見解を伺う。				
				イ 本市園芸センターにおいて導入された環境制御技術の成果について伺う。				
				ウ 実証結果に基づいた実地導入において、どのような推進を図っていくのか伺う。				
				2			子育て政策について	(1) いきいき子どもクラブについて 保護者の就労等により、放課後や小学校長期休暇中に家庭で保護者と過ごすことができない児童を対象とし適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るための施設である、いきいき子どもクラブについて伺う。
				ア いきいき子どもクラブにおける待機児童の現状を伺う。				
		イ 小学校休業、長期休暇中の通所児童数の変化について伺う。						
		ウ 長期休暇中のいきいき子どもクラブでの昼食の取り扱いについて伺う。						
		3	選挙について	(1) 投票率について 本市で行われる選挙について、その投票率についての見解を伺う。				
		ア 国内他市町の自治体との投票率の違いについてどのようにお考えか伺う。						
		イ 投票率を上げるための施策について伺う。						
		(2) 投票所について フジグラン東広島期日前投票所が新設されるなど、より投票行動に繋がる新たな試みが行われているところであるが、更に投票行動に繋がる試みの検討が課題と考える。						
		ア 不在者投票指定病院等は市内にどの程度あるのか伺う。						
イ 障害者支援施設の入所者への投票対応は現在どのように行われているのか伺う。								

# 一般質問通告者一覧表（12月16日）

令和4年第4回東広島市議会定例会

発言順	通告者	質問要旨			答弁者	発言時間
		項目	細目	詳細		
2	田坂 武文	1	(1)	令和5年度予算編成方針について	市 長 副 市 長 教 育 長 担 当 部 局 長	35分
				令和5年度予算における財政マネジメントについて 令和5年度予算における財政マネジメントとして、目的別事業群のブラッシュアップや普通建設事業と公共施設（インフラ・建築物）の維持管理の方向性が示された。		
				ア 目的別事業群のブラッシュアップについて伺う		
				イ 普通建設事業と公共施設（インフラ・建築物）の維持管理について伺う		
		2	(1)	中央生涯学習センター跡地等の活用案について		
				中央生涯学習センター跡地、西条中央公園及び新施設のゾーニング案について 中央生涯学習センター跡地及び周辺公有地の活用検討にあたり、跡地、西条中央公園及び新施設のゾーニング案が示された。		
				ア 市役所北館の耐震性について伺う		
				イ 概算工事費について伺う		
				ウ 駐車場対策について伺う		
				エ 交通処理計画について伺う		
		オ 駐輪場の移転について伺う				
		3	(1)	東広島市の下水道について		
				東広島浄化センターの増設と高度処理について 東広島浄化センターでは、増加する汚水量に対応するとともに、より放流水の水質を改善するため、増設工事を進められている。		
				ア 工事の進捗状況と完成見込について伺う		
				イ 放流水質の改善見込について伺う		
				ウ 放流水の工業用水の水源としての可能性について伺う		
				エ 三永水源地の洪水調整池としての可能性について伺う		
(2)	市内下水処理場から発生する汚泥の処理について 下水道法は、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならないと規定しており、本市も下水処理場で発生する汚泥を肥料、セメントの原料として活用している。					
	ア 発生汚泥の活用状況について伺う					
イ 汚泥発酵肥料の利用拡大について伺う						

# 一般質問通告者一覧表（12月16日）

令和4年第4回東広島市議会定例会

発言順	通告者	質問要旨			答弁者	発言時間
		項目	細目	詳細		
3	宮川 誠子	1		ジェンダー問題と日本文化論	市 長 副 市 長 教 育 長 担当部局長	35分
			(1)	ジェンダーフリーを声高に叫ぶことの危険性について 現在、多様性の名のもとにLGBTなどジェンダー問題を必要以上に 取り上げることが正義だという論調が目立っているが、このよう な運動は伝統的な社会文化を破壊する意図を持って繰り広げら れていると感じている。水戸学が示している日本の文化論を提示 しながら、ジェンダー問題やマイノリティーの問題をどう捉えるべき であるのか問題提起すると同時に、文化論のみならず、社会のあ るべき姿や幸福論にも繋がる世界に誇れる日本固有の文化につ いて考えを述べ、所感を伺う。		
			ア	マイノリティーを必要以上に強調することによる社会の分断 統治の思想について。		
		イ	守るべきは歴史や伝統に裏付けられた日本固有の文化であ る。			

# 一般質問通告者一覧表（12月16日）

令和4年第4回東広島市議会定例会

発言順	通告者	質問要旨			答弁者	発言時間	
		項目	細目	詳細			
4	中川 修	1	工業団地にかかわる課題について	(1) 工業用水の不足に対する本市の対応について 工業用水の取水量が上限に達し、吉川工業団地に立地する企業から、工業用水の増量を望む声が出ているが、対応できない状況になっている。	市 長 副 市 長 教 育 長 担当部局長	35分	
				ア			広島県と工業用水の増量について協議を行っている。吉川工業団地の企業は事業拡張のため2年後に増量を必要としているが、どのような方向性を打ち出そうとしているのか問
				イ			工業用水は高屋の東広島中核工業団地及び吉川工業団地で取水できる。東広島中核工業団地においては未だ工場が立地されていない土地もあるが、新たな工場が建設され工業用水を使用するとなった時の対応をどのように考えているのかを問う。
		2	「やさしい未来都市・東広島」実現のためのコンセプトについて	(1) 東広島市スマートシティ構想について デジタルを活用し地域課題を解決していくとのことであるが、地域課題は変化していくものと考え、アップデートできる考え方が必要と考える。			
				ア			「サステナブルシティ構想」という考え方があがあるが本市の考えを問う。
				3			市民目線でのまちづくりについて
		(1)	地域要望の改善状況について 平成30年7月豪雨災害復旧工事を優先したことで、地域から要望されている改良工事が大幅に遅れていることに対して、3年で取り戻すため、鋭意努力を重ねていると思う。	ア			積み残された地域要望に対してどのくらい工事が完了しているのか、残数及び推移を問う。
				イ			今後も、計画どおりに工事が行われることにより、積み残された地域要望は3年後に全て完了し、well-beingが実感できるのか問う。

# 一般質問通告者一覧表（12月16日）

令和4年第4回東広島市議会定例会

発言順	通告者	質問要旨			答弁者	発言時間
		項目	細目	詳細		
5	岩崎 和仁	1	持続可能な政策について	(1) 福祉政策について 令和元年10月より令和2年10月にかけて東広島市議会アセアン研究会として市内の高齢者施設を27施設、障害者施設を15施設、合計42施設を対象として介護人材の確保について調査をした。その際、15施設で51人の人材不足が確認された。コロナ禍においてその後、多くの施設の方と話をすることは無いが現在においても介護人材不足が慢性的に続いていると考える。	市副市長 市教育長 市担当部長	35分
				ア 介護人材の充足について保険者としての認識について問う。		
				イ 安定的な介護人材確保策が必要であると考えますが保険者としてどのように考えているか問う。		
				ウ 他の団体においては外国人材の確保策はもうすでに始まっていると考えるが保険者としての認識を問う。		
				2 条例に即した適正な運営について		
		(1) 東広島市選挙公報発行条例について 東広島市選挙公報発行条例第5条第1項には「委員会は、選挙公報を当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。」第2項には「委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことにより、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。」とある。 本条例に即した運営がなされているのか課題があると思われる。	ア 新聞折込みを中心として公報をされていると思うが選挙人名簿の何パーセント程度に周知されているか問う。			
			イ 既存の方法で条例との整合性について認識を問う。			
			ウ 現状に即した条例に変更すべきと考えるが見解を問う。			